

第29問

問題文

次の【設問1】【設問2】に答えなさい。

【設問1】

株式会社「A S U K A」（以下「A社」という。）は衣類販売業を営む株式会社であり、Bはその代表取締役である。A社は唯一の財産として甲土地を所有しているが、甲土地にはC銀行のA社に対する5億円の債権を担保するために根抵当権（以下「本件根抵当権」という。）が設定されている。

令和2年7月、株式投資の失敗等によりA社の経営は破綻し、その結果、本件根抵当権の実行が不可避の状況に陥った。同年8月5日、A社について民事再生手続が開始され、A社はC銀行の根抵当権について担保権消滅許可の申立てをし、その許可を受けた。そして、再生手続において、本件根抵当権が消滅したことを前提とする再生計画案（以下「本件再生計画案」という。）が提出され、債権者集会が開かれたところ、A社の届出再生債権者7名の全員が出席し、本件再生計画案は、上記届出再生債権者の頭数の過半数であり、かつ、議決権者の議決権の総額の64パーセントを有するB、D、E、及びF社の4名の賛成により可決された。なお、F社の代表取締役はBであった。

その後、本件再生計画が可決された経緯として、Bの息子であるDとEが、Bから近いうちにA社について民事再生手続が開始される旨の話を聞き、令和2年7月29日に、回収可能性がないことを認識しつつ、GのA社に対する債権をDが廉価で譲り受け、その一部をEに譲渡したという事情が発覚した。また、C銀行にとっては、本件根抵当権の消滅を前提とする本件再生計画案よりも、A社の破産手続において他の担保物件と合わせて任意売却の方が債権回収に有利であったため、C銀行は本件再生計画案に対して頑なに反対する意向を示していた。

以上の事実関係の下で、裁判所は、本件再生計画を認可することができるかについて論じなさい。なお、清算価値保障原則との関係は論じなくてよい。

【設問2】

飲食店を経営する個人事業主Hは令和4年9月9日に小規模個人再生手続開始の申立てを行い、同月25日に開始決定を受けた。Hが小規模個人再生手続開始の申立ての際に提出した債権者一覧表には、Iが有する住宅ローン債権、Hの弟であるJが有する貸付債権（以下「本件貸付債権」という。）等が記載されていた。

本件貸付債権については、債権届出期間内に届出がなされることはなく、民事再生法第225条により届出がなされたものとみなされ、異議もなかったため確定した。なお、本件貸付債権の議決権の総額は、Hの再生手続における議決権総額3000万円の3分の2を占める2000万円とされた。しかし、実際のところ、本件貸付債権はHとJが通謀して虚偽の債権を作出し、債権者一覧表に記載したものであった。

その後、Hは、住宅ローン債権につき住宅資金特別条項を定めたうえで、再生計画案を提出し、裁判所による付議決定を受けた。その後、同再生計画案は民事再生法第230条第6項により可決されたものとみなされた。

以上の事実関係の下で、裁判所は、Hの再生計画を認可することができるかについて論じなさい。

第1 習得条文（以下、法令名の記載のないものはすべて民事再生法の条数を指す。）

172条の3第1項1号2号、174条1項、2項3号、4号、231条1項、202条2項4号、225条、230条6項

第2 解説

1 設問1

本問は通常再生手続における「不正の方法」（174条2項3号）の意義を問う問題である。「不正の方法」については、本問と類似の事案について判断した最決平20.3.13【百選93】が「法174条が、再生計画案が可決された場合においてなお、再生裁判所の認可の決定を要するものとし、再生裁判所は一定の場合に不認可の決定をすることとした趣旨は、再生計画が、再生債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るという法の目的（法1条）を達成するに適しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般の利益を保護しようとするものであると解される。そうすると、法174条2項3号所定の『再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき』には、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である（法38条2項参照）。

前記事実関係によれば、〔1〕原告人の債権者のうち相手方Y2、相手方Y1及びBにとっては、原告人が民事再生手続を利用する方が原告人につき破産手続が進められるよりも原告人に対する債権の回収に不利であり、原告人が再生手続開始の申立てをして本件再生計画案を提出しても、届出再生債権者のうち原告人の代表取締役であるA及び同人が代表取締役を務めるCの同意しか得られず、本件再生計画案は可決されないことが見込まれていたこと、〔2〕原告人が再生手続開始の申立てをする直前に、原告人の取締役であってそれまで原告人に対する債権を有していなかったDが、回収可能性のないFのCに対する債権及び原告人に対する保証債務履行請求権を譲り受け、その一部を同じく原告人の取締役であってそれまで原告人に対する債権を有していなかったEに譲渡したこと、〔3〕DとEは、それぞれ、債権譲渡を受けた原告人に対する債権を再生債権として届け出て、本件再生計画の決議において、その有する議決権を本件再生計画案に同意するものとして行使したこと、〔4〕DとEによる上記議決権の行使がなければ議決権者の過半数の同意を求める法172条の3第1項1号の要件が充足することはなかったが、上記議決権の行使により同要件が充足し、本件再生計画案が可決されたことが明らかである。そうすると、本件再生計画案は、議決権者の過半数の同意が見込まれない状況にあったにもかかわらず、原告人の取締役であるDから同じく原告人の取締役であるEへ回収可能性のない債権の一部が譲渡され、原告人の関係者4名が原告人に対する債権者と

なり議決権者の過半数を占めることによって可決されたものであって、本件再生計画の決議は、法 172 条の 3 第 1 項 1 号の少額債権者保護の趣旨を潜脱し、再生債務者である抗告人らの信義則に反する行為によって成立するに至ったものといわざるを得ない。本件再生計画の決議は不正の方法によって成立したものであるべきであり、これと同旨をいう原審の判断は是認することができる。」〔注：下線は筆者。以下同じ。〕と述べている点が参考になろう。

なお、最決平 20.3.13【百選 93】では触れられていないが、原審においては、根抵当権設定者兼賃貸人（本問でいう A 社）に対して保証金返還請求権等を有していた賃借人が破産手続の方が相殺が認められる範囲が大きかったことに照らし、清算価値保障原則（174 条 2 項 4 号）にも抵触する旨を判断していることも試験対策としてストックしておくべきであろう。

2 設問 2

小規模個人再生における再生計画不認可事由は 231 条 1 項及び 2 項に定められている。本問では小規模個人再生手続が開始しており、かつ、再生計画案に住宅資金特別条項が定められているので、設問 1 で検討した 174 条 2 項 3 号ではなく、202 条 2 項 4 号の「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」に当たるかを検討することになる。

そのうえで、「不正の方法」の解釈及び小規模個人再生において無異議債権として手続内確定を経た債権であったとしても、その虚偽性につき再生計画の認可の判断に際して考慮してよいかが問題となる。この点については、類似の事案について判断した最決平 29.12.19【百選 94】が「5 法 231 条が、小規模個人再生において、再生計画案が可決された場合になお、再生裁判所の認可の決定を要するものとし、再生裁判所は一定の場合に不認可の決定をすることとした趣旨は、再生計画が、再生債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るという法の目的（法 1 条）を達成するに適しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般の利益を保護しようとするものであると解される。そうすると、小規模個人再生における再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合に適用される法 202 条 2 項 4 号所定の不認可事由である『再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき』には、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である（最高裁平成……20 年 3 月 13 日第一小法廷決定・民集第 62 巻 3 号 860 頁参照）。そして、上記の趣旨によれば、小規模個人再生において、再生債権の届出がされ（法 225 条により届出がされたものとみなされる場合を含む。）、一般異議申述期間又は特別異議申述期間を経過するまでに異議が述べられなかったとしても、住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては、当該再生債権の存否を含め、当該再生債権の届出等に係る諸般の事情を考慮することができると解するのが相当である。

6 これを本件についてみると、抗告人は、本件再生手続に係る再生手続開始の申立てに当たり、債権者一覧表に本件貸付債権を記載して提出し、本件貸付債権は再生債権の届出をしたとみなされたものである。しかしながら、本件貸付債権は、抗告人が本件再生手続に係る再生手続開始の申立てより16年以上前にその実弟であるAから2000万円の貸付けを受けたことにより発生したというものであり、本件仮登記が経由されたのは、別件訴訟の提起後で上記貸付けの時から14年以上を経過した平成25年12月であって、抗告人は、原審において本件貸付債権の裏付けとなる資料の提出を求められながら、借用証や金銭の交付を裏付ける客観的な資料を提出していないなど、本件貸付債権が実際には存在しないことをうかがわせる事情がある。そして、本件貸付債権については一般異議申述期間内に異議が述べられなかったため、Aは議決権の総額の2分の1を超える議決権を行使することができることとなり、本件再生計画案が可決されるに至っている。以上の事情によれば、本件においては、抗告人が、実際には存在しない本件貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして本件再生計画案を可決に至らしめた疑いがあるというべきであって、抗告人が再生債務者として債権者に対し公平かつ誠実に再生手続を追行する義務を負う立場にあることに照らすと（法38条2項参照）、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた疑いが存するといえる。しかるに、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かについて、本件貸付債権の存否を含めた調査は尽くされていない。

7 以上によれば、本件再生計画を認可した原々審の判断は不当であるとして、原々決定を取消し、更に審理を尽くさせるため本件を原々審に差し戻した原審の判断は是認することができる。論旨は採用することができない。」と述べている点が参考になろう。また、同決定には木内裁判官の補足意見が付されており、信義則違反の主体（判例の射程）及び手続内確定と信義則違反の関係について以下のように述べている点も参考にされたい。

木内裁判官の補足意見

1 信義則に反する行為の主体

本件の争点は、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてなされたか否かであるが、法廷意見が再生債務者である抗告人に債権者に対する公平誠実義務があることを指摘しているように、信義則に反する行為の主体が債務者であることが本件の要素であり、一般的に、実体法上存在しない債権によって議決権を行使されて再生計画案が可決されたことをもって信義則違反とするものではない。

小規模個人再生においては、債務者による債権者一覧表への再生債権の記載が債権者による債権届出とみなされ（法225条）、債権者が再生計画案に不同意を表明しなければ同意として扱われる（法230条6項）ため、債権者の関与がなくても債務者の行為だけによって再生計画案の可決がもたらされることがあり得る。本件はそのような事案であり、抗告人がAの債権を債権者一覧表に記載し、議決権の過半数を占めることとなったAから不同意の表明がなかった結果、本件再生計画案が可決されるに至った。本件は、この点について、抗告人に信義則に反する行為があるといえるか否かを問題とするものである。

2 手続内確定と信義則違反

原告人の主張は、本件貸付債権は、相手方が異議を述べず手続内において確定しているのであるから、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされたか否かは、本件貸付債権が存在することを前提に判断するべきであるというものである。しかし、手続内で確定していることは、原告人の債権者一覧表への本件貸付債権の記載などの行為が信義則に反する行為と判定することの妨げとなるものではない。

以下、その理由を述べる。

(1) 手続内確定の意味

通常再生手続では、再生計画の認可、不認可、再生手続の廃止、再生計画の取消しの各場合を通じ、再生債権者表への記載が実体的確定であって、確定判決と同一の効力を持ち、その記載により強制執行をすることができる（法 180 条、185 条、195 条6項、7項、189 条8項）。これに対して、個人再生手続においてはそのような効力がないために、再生債権の手続内確定といわれているが、手続内確定とされることに積極的な意味が付与されているわけではなく、債権届出（みなし届出も含む）、異議申述、評価という手続が設けられており、基準債権（議決権を含む）はその手続によって定まり、それ以上の不服申立手続が設けられていないことをいうにすぎない。原告人の信義則に反する行為による再生計画案の可決という不認可事由を主張することの可否についてまで、その効力を及ぼすものではない。

(2) 再生計画取消しの事由との関係

再生計画が確定した後に問題となる再生計画取消しの事由として「再生計画が不正の方法により成立したこと」が規定されており（法 189 条1項1号）、これは、再生計画の不認可事由である「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」（法 174 条2項3号、202 条2項4号）と同義である。

債務者の行為により存在しない債権による議決権行使がされ、それが不正の方法による再生計画の成立に該当することを事由として再生計画取消しの申立てがされた場合、申立てをした再生債権者がその事由を再生計画認可の決定に対する即時抗告で主張していたり、知りながら主張しなかった場合には、その申立ては許されないが、そうでない限り、知った時から1月以内で、かつ、認可決定の確定後2年以内であれば、その事由による再生計画取消しの申立てをすることができる（法 189 条2項）。ここでは、再生債権者が債権の不存在を知らなかった以上、債権調査で異議を述べなかったことは問題とされない。

再生計画の取消しによって再生計画によって変更された債権は原状に復する（法 189 条7項）のであるから、再生計画の取消しは「後れてなされた再生計画の不認可」ということができる。債権調査で異議を述べなかった再生債権者も、再生計画取消しの申立てにおいて、債務者の行為による議決権行使が不正の方法に該当することを主張できるのであるから、再生債権者の再生計画の不認可事由があるとの主張を、債権調査で異議を述べなかったことを理由として制限することは相当でない。

(3) 破産手続との関係

債務者が実際には存在しない再生債権を債権者一覧表に記載し、それによって再生計画案の可決がもたらされた場合、その再生計画案が定める債務免除が不正に実現されることになり、その実質は、債務免除の不正取得である。この場合に再生計画不認可の決定をすることは、債務免除の不正取得を許容しないということであり、その趣旨は、破産手続における免責不許可の決定と共通のものである。免責手続では、実在しない債権を債権者名簿に記載して債権者に対する配当を減少させようとする行為は、債権者を害する目的の債権者名簿の虚偽記載として免責不許可事由（破産法 252 条 1 項 7 号）に該当するが、免責許可・不許可について、債権者が虚偽債権に対して債権調査で異議を述べたか否かは斟酌されることはない。

債権者との間の権利関係を調整し、債務者の経済生活の再生を図るという共通の目的を持つ破産手続において、債務免除の不正取得に対する免責不許可事由がこのようなものであることも、債務者の信義則に反する行為に基づいて再生計画案が可決された場合にそれが不認可事由に該当するか否かの判断において、勘案されるべきである。

1 第1 設問1

1 裁判所は本件再生計画を認可することができるためには、「再生計画案が可決された場合」であり、かつ、「次項の場合」に当たらないことを要する（民事再生法（以下、略）174条1項）。そこで以下、検討する。

2 「再生計画案が可決された場合」につき、本件再生計画案は可決されているので「再生計画案が可決された場合」に当たる。では、「次項の場合」に当たるか、具体的には「次のいずれかに該当する場合」として同条2項3号に該当するか否かを検討する。

(1) まず、「不正の方法」が認められるか、その意義が問題となる。

ア そもそも、174条2項3号の趣旨は、再生計画が、再生債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るという法の目的（1条）を達成するに適しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般の利益を保護する点にある。かかる趣旨及び再生債務者が公平誠実義務を負うこと（38条2項）に鑑み、「不正の方法」とは、詐欺、強迫又は不正な利益の供与等のみならず、信義則に反する行為も含むと考える。

イ 本件では、届出再生債権者であるC銀行は本件再生計画案に頑なに反対する意向を示していた。したがって、A社が再生手続開始の申立てを行い、再生計画案を提出したとしても、B及び同人が代表

2 取締役を務めるF社の同意しか得られず、頭数要件（172条の3第1項1号）を満たさないことが見込まれていたといえる。かかる状況下において、令和2年7月29日に、Bの息子であるDとEは、回収可能性がないことを認識しつつ、GのA社に対する債権をDが廉価で譲り受け、その一部をEに譲渡している。かかるD及びEの行為は、親であるBと話し合ったうえで、再生手続開始の申立ての直前に行われていることからして、恣意的に頭数を増やす行為と評価することができる。そうだとすれば、かかるD及びEの行為は、174条2項3号の趣旨を潜脱するものとして信義則に反する行為というべきである。

ウ よって、「不正の方法」が認められる。

(2) 「成立するに至った」につき、本件再生計画案は可決されているので「成立するに至った」といえる。

(3) 「によって」につき、本件再生計画案は、上記届出再生債権者の頭数の過半数であるB、D、E、及びF社の4名の賛成により可決されているが、不正な方法がなければ、7名からDとEを除いた5名中3名が反対である以上、頭数要件を欠くため可決されなかったといえ、不正な方法「によって」成立したといえる。

3 以上より、174条2項3号事由が認められるので「次のいずれかに該当する場合」として「次項の場合」に当たり、裁判所は本件再生計画を認可することができない。

第2 設問2

- 3 1 裁判所がHの再生計画を認可することができるためには、本件は小規模個人再生手続（221条1項）であり、かつ、再生計画に住宅資金特別条項（196条4号）が定められているので、「再生計画案が可決された場合」であり、かつ、「202条第2項」に該当しないことを要する（231条1項）。そこで、以下、検討する。
- 2 「再生計画案が可決された場合」につき、Hが提出した再生計画案は230条6項により可決されたものとみなされているので「再生計画案が可決された場合」に当たる。では、「202条第2項」に該当するか、具体的には202条2項4号が認められるかを検討する。
- (1)ア まず、「不正の方法」該当性につき、その趣旨及び意義は設問1で示した「不正の方法」と同義であり、かつ、その判断においては、無異議債権として手続内確定を経た債権の虚偽性についても考慮できると考える。
- イ 本件貸付債権は届出がなかったため、債務者Hの行為だけによって確定したものであるが、実際のところ、本件貸付債権はHとJが通謀して虚偽の債権を作出し、債権者一覧表に記載したものであった。そうだとすれば、かかる行為は、恣意的に頭数を増やす行為と評価することができ、202条2項4号の趣旨を潜脱するものとして信義則に反する行為というべきである。
- ウ よって、「不正の方法」が認められる。
- (2) 「成立するに至った」につき、Hの再生計画案は可決されたものとみなされているので「成立するに至った」といえる。
- 4 (3) 「によって」につき、本件貸付債権の議決権の総額は、Hの再生手続における議決権総額3000万円の3分の2を占める2000万円だったので、不正の方法がなければ可決されなかったといえ、不正の方法「によって」成立したといえる。
- 3 以上より、202条2項4号が認められるので「202条第2項」に該当する結果、裁判所はHの再生計画を認可することができない。
- 以 上